

東京農工大学大学院における第一種奨学金の採用時返還免除内定候補者の推薦に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(<u>涉外担当</u>) (3) (略) 2 (略)</p>	<p>本則 (組織) 第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(教育担当)、理事(学術・研究担当)及び理事(<u>経営・企画担当</u>) (3) (略) 2 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。